

図表4-② 「規制改革実施計画」(平成26年6月24日閣議決定) <抜粋>

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成25年1月に設置した。

規制改革会議においては、昨年6月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成26年6月13日に「規制改革に関する第2次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省(以下「規制所管府省」という。)が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム(規制レビュー)を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

(1) 見直し基準

① 見直し対象

見直し対象については、規制のうち、法律、法規命令、通知・通達等の形式により制度化されたもの(その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。)とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定。以下「平成18年決定」という。)に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

② 見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③ 法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等に「見直し条項」(一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項)がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

(注) 下線は当省が付した。